

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.5.29	R7.7.28	(12) 会計年度任用職員による、人事委員会への申立（苦情処理、措置要求、不服審査請求）の状況がわかる公文書。	1	1					1					1				相談者個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。また、公になることによって相談の秘密が確保されず、職員が今後の相談をためらうことなどにより、東京都の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	管理部総務課

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜(根拠規定)条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。